

「湊川隧道の保存・活用事業」実施業務

公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

本業務では、貴重な近代土木遺産である湊川隧道について、地域との連携を深め、地域の宝としての活用を図るため、神戸地域の地場産業であり日本遺産に指定された日本酒の隧道内での貯蔵・販売事業等を通じて、その魅力を広く発信し、地域の活性化に資することを目的とする。

本事業を実施するにあたり、民間事業者の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業に参画する協力事業者を募集する。また、決定した事業者とは、兵庫県神戸県民センター、湊川隧道保存友の会と隧道保存・活用に係る協定を締結する。

2 募集概要

(1) 業務名

「湊川隧道の保存・活用事業」実施業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 事業期間

協定書締結日から5年間

(4) スケジュール（予定を含む）

令和7年1月24日（金） 募集要項等の公表・配布

2月7日（金） 参加申込書（様式1）、質問書の提出期限

2月14日（金） 質問書に対する回答の期限

2月21日（金） 企画提案書等の提出期限

3月5日（水）～10日（月） 企画提案書等審査

3月下旬頃 審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

(1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

(2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

(3) 業務の実施に当たり、県との打合せ等に適切に対応することができること。

(4) 神戸市内で酒造業を営んでいる企業又はそれが参加した企業・団体の共同体であること。

(5) 次のいずれかに該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

② 5(2)に掲げる必要書類（以下、「応募図書」という。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

④ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

※(4)の共同体による場合は全事業者が上記①～⑥の資格を満たさなければならない。

4 採択事業者数

1社とする

5 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和7年1月24日（金）

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>)

6 参加申込書の提出

(1) 募集期間

令和7年1月24日（金）～令和7年2月7日（金）

(2) 提出書類及び部数

参加申込書（様式1） 正副各1部

※単独事業者は様式1-1を、企業・団体の共同体（JV）は様式1-2を提出すること。

(3) 提出先等

① 提出先

兵庫県神戸県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）

〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32

電話：078-647-9087（直通） 電子メールアドレス：kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp

② 提出の方法及び期限

持参又は簡易書留郵便（事前に上記(3)①まで電話連絡のこと）により、令和7年2月7日（金）17:00（必着）までに提出すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9:00～17:00（12:00～13:00を除く）とする。

7 応募図書の提出等

(1) 募集期間

令和7年1月24日（金）～令和7年2月21日（金）

(2) 応募図書及び部数（規格は日本工業規格A4片面）

① 応募申請書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12部

※単独事業者は様式2-1を、企業・団体の共同体（JV）は様式2-2を提出すること。

② 提案者概要（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12部

③ 企画提案書（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12部

④ 収支予算書（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12部

⑤ 誓約書（様式6～8）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

⑥ 実施スケジュール、当該事業実施にあたっての管理体制・組織（任意の様式）・・・・・・・・12部

⑦ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（提案者の概要がわかるパンフレット）

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

（提出の日において発行から3か月以内のもの、コピー可）

※なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、誓約書（様式7）を提出すること

(ウ) 法人等に関する書類

法人登記簿謄本、定款又は規約等、役員名簿又はこれらに類する書類

(提出の日において発行から3か月以内のもの、コピー可)

※企業・団体の共同体（JV）による応募の場合は構成する企業等それぞれについて⑤、⑦（ア）～（ウ）の書類を提出すること。

(3) 提出先等

① 提出先

兵庫県神戸県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）

〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32

電話：078-647-9087（直通） 電子メールアドレス：kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp

② 提出の方法及び期限

持参又は簡易書留郵便（事前に上記(3)①まで電話連絡のこと）により、上記(2)①～⑦の応募図書等を令和7年2月21日（金）17:00（必着）までに提出すること。

※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9:00～17:00（12:00～13:00を除く）とする。

(4) 募集要項の内容に関する質問等

① 募集要項に関する質問

質問は電子メールで行うものとし、令和7年2月7日（金）17:00までに、上記(3)①まで提出する。
なお、電子メール件名冒頭には「質問：湊川隧道の保存・活用事業」の文言を入れること。

② 質問に対する回答

原則、令和7年2月14日（金）までに、当該質問者に対して個別に電子メールにより回答する。
なお、共通事項に関しては県HPにも掲載する。

(5) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(6) 応募図書の著作権

必要書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。

(7) 応募図書の取扱い

県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(8) 応募図書の公表

応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

8 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、事業に参画する協力事業者を選定する。なお、審査については原則として、書類による審査を行う。

また、必要に応じて、応募者に対し、応募図書の内容の確認、追加書類の提出依頼等を行うことがある。

	審査項目	審査内容
1 企画力	(1)発信力	日本酒の販売を通じて、湊川隧道の魅力を幅広く効果的に発信できるか
	(2)協働・連携による貢献性	兵庫県、湊川隧道保存友の会、地域等と連携して、湊川隧道の保存・普及に貢献できるか
2 実施体制	(1)体制・スケジュール	業務遂行のための適切な組織体制及び製造から蔵入れ・蔵出し、販売に至る適切なスケジュールが示されているか
	(2)実績	企業活動を通じた社会貢献活動等の実績を有しているか
3 経済性	(1)収支均衡性	営利を目的とせず、収支均衡を基本としつつ、参画しようとしているか

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に通知する。

9 協定の締結について

- (1) 事業者は、兵庫県神戸県民センター及び湊川隧道保存友の会と協定書を締結し、上記の事業目的達成のために相互に連携・協力する。
- (2) 本事業の協定期間は、締結の日から5年間とする。
- (3) 隧道の使用にあたっては、兵庫県神戸県民センターが、河川管理者から河川法に基づく占用許可を得て、上記協定書の定める範囲内において事業者による無償使用を認めるものとする。
- (4) 企業・団体の共同体（JV）で当選した場合は、個々の企業・団体名で協定を締結する。

10 事務局

兵庫県神戸県民センター県民躍動室県民課（産業観光担当）

電話：078-647-9087（直通） FAX：078-642-1018

電子メール：kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp